

## 熊本県博物館ネットワークセンター移動展示開催要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「当センター」という。）が収蔵する資料を広く県民に周知するため、博物館、資料館、学校、公民館、図書館等（以下「博物館等」という。）からの申請により当センター以外の場所で展示（以下「移動展示」という。）する場合の手續に関し、必要な事項を定める。

### (開催の要件)

第2条 熊本県博物館ネットワークセンター所長（以下「所長」という。）は、博物館等から移動展示開催の申請がある場合において、当該申請が次の各号すべてに該当するときは、移動展示の開催を決定することができる。

- (1) 当センターの収蔵資料の展示であること。
- (2) 開催希望期間中、第5条で定める会場を確保していること。
- (3) 見学料を徴しないこと。ただし、通常の展示見学等で見学料を徴している博物館等においては、移動展示を理由に通常の見学料の額を変更しないこと。
- (4) 当センターの業務に支障がないこと。
- (5) 博物館等の所在地又は活動の拠点が本県内にあること。
- (6) 同一の博物館等における開催が同一年度において1回を超えないこと。
- (7) 政治的又は宗教的目的を持った展示の一部ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要と認める場合は、博物館等からの依頼の内容に応じて移動展示を開催することができる。

### (開催の申請)

第3条 移動展示の開催を希望する者は（以下「申請者」という。）は、原則として、開催を希望する2ヶ月前までに移動展示開催申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

### (開催の承認)

第4条 所長は、前条の規定による開催申請の内容が適当と認められる場合は、移動展示開催承諾書（様式第2号）により、申請者に通知を行うものとする。

### (移動展示の会場)

第5条 移動展示の会場は、原則として、次の各号すべてに該当するものとする。また、これを満たしていない場合は、申請前に会場について当センター職員に相談するものとする。

- (1) 広さ50㎡以上、高さ2m以上の空間を有すること。
- (2) 遮光できること（直射日光が当たらないこと）。
- (3) 2口以上電源が確保されていること。
- (4) 展示時間以外は施錠ができること。

(5) 申請者側で展示スペースの管理及び入場者の把握ができること。

(移動展示の内容)

第6条 移動展示の内容は、過去の当センター企画展示の内容を原則とするが、申請者から希望があれば、当センター職員と協議のうえ、博物館等での教育内容、地域、年齢相応に応じた展示を実施できるものとする。

(移動展示の主催者)

第7条 移動展示の主催者は、当センター及び申請者とする。

(役割分担)

第8条 当センターと申請者の役割分担は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 当センターは、会場までの展示物、展示台、展示用具の運搬及び展示物の設置、撤去を行い、その費用を負担する。
- (2) 申請者は、会場の提供、管理及び移動展示を周知するための広報を行う。
- (3) この要項に記されていない事項については、両者で協議して決定する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。